特　記　仕　様　書

施　行　年　度　　令和８年度

令和８年度
業　　務　　名　　岩沼市上下水道台帳整備業務

施　行　場　所　　岩沼市内全域

岩沼市上下水道部上下水道施設課

第１章 総　則

（要旨）

第1条　本特記仕様書は、岩沼市（以下「発注者」という。）が前年度に整備した上水道及び下水道工事完了箇所において、現地調査及び各種竣工図書等の情報を数値化し、発注者が運用する上水道台帳管理システム並びに下水道台帳管理システムへデータセットアップまでの仕様を定めるものとする。

（関係法令等）

第2条　本業務は、すべて業務委託契約書、設計図書、岩沼市契約事務規則、宮城県共通仕様書及び岩沼市入札契約暴力団等排除要綱に基づいて施行するものとする。また、業務を施行するにあたり、関係法律及びこれに関連する法令、条例、規則、規定等を遵守すること。業務の施行に伴う道路の交通制限を必要とするときは、関係書類を整備の上道路交通法に基づく申請を関係官庁に提出し許可を得ること。

(1)　岩沼市契約事務規則
(2)　宮城県土木部共通特記仕様書（建設関連業務）［測量業務］（令和 8 年 10 月以降）
(3)　測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
(4)　水道法（昭和 32 年法律第 177 号）
(5)　下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
(6)　国土交通省公共測量作業規程
(7)　世界測地系 2000（2024 対応）
(8)　平面直角座標Ｘ系
(9)　東京湾の平均海面を基準とする標高
(10)　その他関係法令等

（提出書類）

第3条　本業務の着手にあたり、受注者は下記の書類を発注者に提出する。なお、各種提出書類は岩沼市指定様式を基本とし、指定様式がないものについては受注者任意様式とする。

（1）　業務着手届及び工程表

（2）　業務実施計画書

（3）　主任技術者届（経歴書含む）

（企業認証等）

第4条　本業務においては、品質の確保、環境への配慮及び個人情報保護等の観点から、受注者は以下の認証資格を保有しているものとし、本仕様書及び準拠する関係法令ほか、これらのマネジメントシステムに準拠し業務を遂行するものとする。

（1）　ISO9001（品質マネジメントシステム）

（2）　ISO14001（環境マネジメントシステム）

（3）　ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）

（4）　JISQ15001（プライバシーマーク）

（主任技術者等）

第5条　前条のほか業務の特異性による品質確保観点から、以下の技術者を配置するものとする。

（1）　主任技術者は、宮城県内において過去５年以内に上水道・下水道台帳更新業務及び上水道・下水道台帳管理システムへのデータ整備実績のある測量士資格を有する者とする

（2）　担当技術者は、上水道・下水道台帳情報及び地図情報の空間情報を包括的に活用する観点から空間情報総括監理技術者資格を有する者を 1 名以上配置する

（打合せ協議）

第6条　本業務実施にあたり、業務着手時、中間時及び業務完了時のほか、必要に応じて適宜打合せ協議を行うものとする。また、受注者は、打合せ協議（会議、電話等）後、速やかに打合せ協議記録簿を作成の上、監督職員に提出するものとし、記載内容について、承認を得るものとする。

（疑義）

第7条　本特記仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議の上、受注者は発注者の指示に従い業務を実施するものとする。

（資料管理）
第8条　受注者は、本業務において貸与された資料及びデータについて、破損、紛失、盗難等のないよう管理を行うものとする。

（安全の確保）
第9条　作業現場では、一般通行者の交通事故の防止及び沿道住民への迷惑を防止するとともに、円滑な道路交通と現場業務員の安全を確保の上、実施するものとする。

（損害賠償）
第10条 受注者は、業務遂行中に生じた諸事故に対して一切の責任を負い、発生原因、経過、被害内容等の状況を発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

（検査）
第11条 受注者は、本業務完了後発注者の検査を受けるものとし、発注者から仕様書等の定めに適合しないものとして指示があった場合は速やかに修正を行う。

（成果品の帰属等）
第12条 本業務の成果品及び関係資料は、すべて発注者の管理及び帰属とし、発注者の承認を受けないで他に公表、貸与または使用してはならない。

（業務期間）
第13条 本業務の期間は、契約日の翌開庁日より令和９年３月３１日までとする。

第２章 個人情報の保護

（基本的事項）
第14条 本業務にあたっては「個人情報の保護に関する法律」に基づき、以下の内容に従い個人情報の保護について適切な措置と管理を講じなければならない。

（秘密の保持）
第15条 受注者は、本業務に関しての知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、且つ不当な目的に使用してはならない。本契約終了後、または解除された後においても同様とする。

（使用者への周知）
第16条 受注者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においても委託契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（収集の制限）
第17条 受注者は、本業務の処理にあたって、個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（複写等の禁止）
第18条 受注者は、発注者の指示または承諾がある時を除き、本業務の処理をするために発注者より貸与された個人情報を記した資料等を複写し、または複製してはならない。

（事故発生時における報告）
第19条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知った時は、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。本業務の完了後においても同様とする。

（契約解除及び損害賠償）
第20条 発注者は、受注者がこの契約に違反していると認めたときは、委託契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

第３章 業　務　概　要

（業務概要）
第21条 本業務の概要は、下記のとおりとする。
【上水道台帳整備】
(1)　計画準備及び資料収集整理
(2)　現地測量
(3)　送・配水管施設データ入力
(4)　送・配水管工事竣工図ラスターデータ入力
(5)　給水装置施設データ入力
(6)　給水装置工事竣工届ラスターデータ入力
(7)　修繕工事情報入力（配水管・給水管）及びラスターデータ入力
(8)　道路占用許可申請情報入力及びラスターデータ入力
(9)　データセットアップ
(10) 過年度データ更新

【下水道台帳整備】

(1)　計画準備及び資料収集整理
(2)　現地測量（汚水）管渠・人孔・ます
(3)　管渠施設データ入力（汚水）管渠・人孔・ます
(4)　工事竣工図ラスターデータ入力（汚水・雨水）
(5)　点検・調査履歴情報入力（管口カメラ）及びラスターデータ入力
(6)　維持管理情報入力（清掃、TV カメラ等）及びラスターデータ入力
(7)　供用開始情報入力
(8)　データセットアップ
(9)　出力製本作成

第４章 上水道台帳整備

（計画準備及び資料収集整理）

第22条 計画準備は、上水道台帳整備を行うにあたり、業務を円滑に進められるよう、作業計画の立案をするものとする。

２．本業務を実施する上で必要な資料として、下記の資料を発注者が受注者に貸与するものとし、受注者が必要に応じて収集整理するものとする。なお、貸与資料の管理取扱については岩沼市個人情報保護法施行条例に従い、受注者は充分注意し、本業務完了後は速やかに返納するものとする。

(1)　工事台帳
(2)　送・配水管工事竣工図
(3)　給水装置工事竣工届（給水戸番図）
(4)　水道料金データ
(5)　消火栓台帳（消防管理番号）
(6)　送・配水管修繕工事綴り（委託、消火栓、修繕）
(7)　給水管修繕工事綴り（漏水、鉛管、その他）
(8)　道路占用許可申請書綴り
(9)　数値地番図
(10) 数値家屋図
(11) 過年度システムデータ更新指示書綴り

（現地測量）

第23条 本作業は、竣工図をもとに現地測量用資料を作成し、現地調査前に発注者受注者間で下記の項目について協議・確認を行うものとする。

(1)　現地測量前に現地調査用資料を作成するものとする。

(2) 仕切弁、消火栓、空気弁、排泥弁、止水栓については現地測量（蓋中心位置座標）を行うものとする。
(3) 距離測定で鋼製テープを使用する場合は、その誤差範囲は１００m につき５㎜とする。
(4) 現地測量にあたり、国有地、公有地、または私有地に立ち入る場合は、身分証明書を必ず携帯し提示するのはもちろんのこと、当該関係者と不要のトラブルを起さないよう、適宜処置を講じて作業の実施にあたらなければならない。

（送・配水管施設データ入力）
第24条 本作業は、現地測量の成果及び工事竣工図をもとに送・配水管施設データの入力を行うものとする。
(1) 現地測量の成果及び工事竣工図をもとに、管路形状の図形入力を行うものとする。
(2) 工事竣工図をもとに管路情報を整理し、属性データ入力を行うものとする。
(3) 消火栓には消防管理番号を入力するものとする。
(4) 上記にて作成した送・配水管施設データは大型プロッター機にて出力し、目視検査を行うものとする。さらには、データの論理検査によりエラー箇所を抽出し、修正するものとする。

（送・配水管工事竣工図ラスターデータ入力）
第25条 本作業は、スキャナー機を用いて工事竣工図書をスキャニングするものとする。取得されたラスターデータは、図形入力を行った送・配水管施設データに関連付けるものとする。

（給水装置施設データ入力）
第26条 本作業は、現地測量の成果及び給水戸番図をもとに給水装置施設データの入力を行うものとする。
(1) 現地測量の成果及び給水戸番図をもとに、給水管形状の図形入力を行うものとする。
(2) 給水戸番図をもとに水栓番号のデータ入力を行うものとする。
(3) 給水装置施設に対し、水栓番号を KEY として水道料金データを関連付けるものとする。
(4) 上記にて作成した給水装置施設データは大型プロッター機にて出力し、目視検査を行うものとする。さらには、データの論理検査によりエラー箇所を抽出し、修正するものとする。

（給水装置工事竣工届ラスターデータ入力）
第27条 本作業は、スキャナー機を用いて給水戸番図をスキャニングするものとする。取得されたラスターデータは、図形入力を行った給水装置施設データに関連付けるものとする。また、竣工に関連する文書のスキャニングについては発注者へ確認の上、行うものとする。

（修繕工事情報入力（配水管・給水管）及びラスターデータ入力）
第28条 本作業は、スキャナー機を用いて送・配水管修繕工事綴り（委託、消火栓、修繕）及び給水管修繕工事綴り（漏水、鉛管、その他）をスキャニングし、修繕箇所を特定した施設に関連付けるものとする。ただし、現地写真はスキャニングの対象から除外するものとする。

（道路占用許可申請情報入力及びラスターデータ入力）
第29条 本作業は、スキャナー機を用いて道路占用許可申請書綴りをスキャニングし、占用箇所を特定した施設に関連付けるものとする。

（データセットアップ）
第30条 本作業は、前条までに作成した各種入力データを発注者が運用する上水道台帳管理システム（エアロトヨタ㈱製）へシステム用データに調整の上、セットアップするものとする。また、発注者市民・税務課所有の数値地番図、土地課税マスタ及び数値家屋図データについても、更新レイヤとして各管理者へ適切な手続きを講じた上でセットアップするものとする。

（過年度データ更新）
第31条 本作業は、過年度システムデータ更新指示書綴りに記載された内容に従い、上水道台帳管理システム内のデータを更新するものとする。

第５章 下水道台帳整備

（計画準備及び資料収集整理）
第32条 計画準備は、下水道台帳整備を行うにあたり、業務を円滑に進められるよう、作業計画の立案をするものとする。
２．本業務を実施する上で必要な資料として、下記の資料を発注者が受注者に貸与するものとし、受注者が必要に応じて収集整理するものとする。なお、貸与資料の管理取扱については岩沼市個人情報保護法施行条例に従い、受注者は充分注意し、本業務完了後は速やかに返納するものとする。
(1) 工事台帳
(2) 工事竣工図
(3) 制限行為申請書
(4) 開発行為申請書

(5)　区画整理完成図書
(6)　汚水修繕、雨水修繕、農集修繕綴り
(7)　私設排水設備図書
(8)　公共汚水桝改造届
(9)　点検・調査業務綴り
(10) 維持管理綴り（汚水委託）
(11) 供用開始図書
(12) 数値地番図
(13) 数値家屋図

（現地測量（汚水）管渠・人孔・ます）
第33条 本作業は、工事竣工図より埋設位置情報を確認したのち、人孔内調査を行い、人孔及びますにおいて蓋中心位置の公共座標を取得するものとする。
(1)　現地測量前に現地調査用資料を作成するものとする。
(2)　人孔内に潜入して調査する時は十分な換気を行い、安全を確かめてから人孔内へ潜入するものとする。
(3)　人孔及びますについては現地測量（蓋中心位置座標）を行うものとする。
(4)　現地測量にあたり、国有地、公有地、または私有地に立ち入る場合は、身分証明書を必ず携帯し提示するのはもちろんのこと、当該関係者と不要のトラブルを起さないよう、適宜処置を講じて作業の実施にあたらなければならない。

（管渠施設データ入力（汚水）管渠・人孔・ます）
第34条 本作業は、現地測量の成果及び工事竣工図をもとに管渠施設データの入力を行うものとする。
(1)　現地測量の成果及び工事竣工図をもとに、管渠形状の図形入力を行うものとする。
(2)　工事竣工図をもとに管渠情報を整理し、属性データ入力を行うものとする。
(3)　上記にて作成した管渠施設データは大型プロッター機にて出力し、目視検査を行うものとする。さらには、データの論理検査によりエラー箇所を抽出し、修正するものとする。

（工事竣工図ラスターデータ入力（汚水・雨水））
第35条 本作業は、スキャナー機を用いて工事竣工図書をスキャニングするものとする。取得されたラスターデータは、図形入力を行った管渠施設データに関連付けるものとする。

（点検・調査履歴情報入力（管口カメラ）及びラスターデータ入力）
第36条 本作業は、点検・調査記録表より実施箇所を特定し、記録情報を入力するとともに、スキャナー機を用いて記録表をスキャニングし当該施設に関連付けるものとする。

（維持管理情報入力（清掃、TV カメラ等）及びラスターデータ入力）
第37条 本作業は、維持管理を行った施設を特定し維持管理情報を入力するとともに、スキャナー機を用いて維持管理綴り（汚水委託）をスキャニングし、当該施設に関連付けるものとする。

（供用開始情報入力）
第38条 本作業は、供用開始図書より供用開始された地番及び区域を確認し、図形入力を行うものとする。

（データセットアップ）
第39条 本作業は、前条までに作成した各種入力データを発注者が運用する下水道台帳管理システム（エアロトヨタ㈱製）へシステム用データに調整の上、セットアップするものとする。また、発注者市民・税務課所有の数値地番図、土地課税マスタ及び数値家屋図データについても、更新レイヤとして各管理者へ適切な手続きを講じた上でセットアップするものとする。

（出力製本作成）
第40条 本作業は、下水道台帳管理システムより大型プロッターにて出力を行い、背貼り製本を行うものとする。

第６章 成果品

（成果品）
第41条 本業務による納入成果品は、下記のとおりとする。

【上水道台帳整備】

(1)	測量成果簿	1 式
(2)	送・配水管施設データ	1 式
(3)	送・配水管工事竣工図ラスターデータ	1 式
(4)	給水装置施設データ	1 式
(5)	給水装置工事竣工届ラスターデータ	1 式
(6)	修繕工事情報データ	1 式
(7)	道路占用許可申請情報データ	1 式
(8)	数値地番図データ	1 式
(9)	数値家屋図データ	1 式
(10)	過年度システム更新データ	1 式

(11) 業務完了報告書（測量成果簿及びDVD含む）　1冊

(2)～(11)については、上水道台帳管理システムに格納するとともに、ラスターデータファイルについては、DVD 等の記録媒体に格納するものとする。

【下水道台帳整備】

(1) 測量成果簿　1式
(2) 台帳データ更新ファイル　1式
　(ア) 管渠及びます施設データファイル（汚水・雨水）
　(イ) 工事竣工図ラスターデータ
　(ウ) 点検・調査履歴情報及びラスターデータファイル
　(エ) 維持管理情報データファイル
(3) 台帳データ更新前及び更新後の図面　1式
(4) 下水道施設平面図製本（汚水）　5冊
(5) 下水道施設平面図製本（雨水）　2冊
(6) 供用開始区域図製本　1冊
(7) 数値地番図データ　1式
(8) 数値家屋図データ　1式
(9) 業務完了報告書（測量成果簿及びDVD含む）　1冊

(2)(7)(8)(9)については、下水道台帳管理システムに格納するとともに、ラスターデータファイルについては、DVD 等の記録媒体に格納するものとする。